

ベンチャー企業への 投資を促進する税優遇制度

エンジェル税制のご案内



エンジェル税制とは

エンジェル税制とは、ベンチャー企業への投資を促進するためにベンチャー企業へ投資を行った個人投資家に対して税制上の優遇を行う制度です。

エンジェル税制の優遇措置を受けるためには、基準日時点において企業要件と個人投資家要件をすべて満たす必要があります。

エンジェル税制を利用するメリット

【企業のメリット】

個人投資家（エンジェル）からの投資を受けるチャンスが増えます。

【個人投資家のメリット】

投資した年に所得税の優遇措置を、株式を売却して損失が発生した場合に所得税および住民税の優遇措置を受けることができます。

税優遇内容

(1) 投資した年に受けられる所得税の優遇措置

AとBのどちらかを選択

優遇措置 A

設立3年未満の企業への投資が対象
[対象企業への投資額 - 2000円]を
その年の総所得金額から控除

※控除対象となる投資額の上限は、総所得金額×40%と1000万円のいずれか低い方

優遇措置 B

設立10年未満の企業への投資が対象
対象企業への投資額全額をその年の
他の株式譲渡益から控除

※控除対象となる投資額の上限なし

※優遇措置Aの要件をみたす場合、確定申告の際に個人投資家が優遇措置AとBのどちらを利用するかを選ぶことができます。

(2) 株式を売却し損失が発生した場合、受けられる所得税および住民税の優遇措置

対象企業の株式売却により生じた損失を、その年の他の株式譲渡益と通算(相殺)できます。その年に相殺しきれなかった損失は、翌年以降3年にわたって順次株式譲渡益と通算(相殺)できます。

※対象企業が上場しないまま、破産、解散等をして株式の価値がなくなった場合にも、同様に翌年以降3年にわたって損失の繰り越しができます。

※対象企業へ投資した年に上記(1)の所得税の優遇措置を受けた場合には、その控除対象金額を取得価格から差し引いて売却損失を計算します。

申請時の必要書類

確認申請に必要な書類は、要件パターン等によって異なります。
詳細は、ウェブサイトをご覧ください。

〈必須書類〉

申請書
定款
登記事項証明書
株主名簿
従業員数を証するもの
投資契約書 等

〈要件により必要となる書類〉

BS・PL・事業報告書・キャッシュフロー計算書等
確定申告書別表二
税理士が署名した確定申告書別表一(一)
法人事業概況説明書
事業計画書
法人設立届出書 等

エンジェル税制の要件

基準日（※）時点において、以下の企業要件・個人投資家要件をすべて満たす必要があります。

※基準日とは

- ① 払込期日が定められている場合：払込期日
- ② 払込期間が定められている場合：払込日（出資の履行をした日）
- ③ 事前確認制度を利用する場合：申請日

企業要件

要件 1 特定の株主グループからの投資の合計が 5/6(約 83.3%) を超えないこと

- 特定の株主グループとは、発行済み株式総数の 30%以上を保有している株主（およびその親族や関係会社等）をいいます。
- 発行済み株式総数の 50%超を保有している株主グループがいる場合、その株主グループの保有している株式数が発行済み株式総数の $5 / 6$ を超えなければ要件をみたします。

要件 2 大規模法人グループの所有に属さないこと

- 大規模法人とは、資本金等 1 億円超（資本金等がなければ従業員 1000 人以上）の法人をいいます。
- 大規模法人グループとは、大規模法人および当該大規模法人と特殊の関係（子会社等）にある法人をいいます。
- 所有に属さないとは、発行済み株式総数の $1 / 2$ 超を一つの大規模法人グループに保有されていないこと、および発行済み株式の $2 / 3$ 以上を複数の大規模法人グループに保有されていないことをいいます。

要件 3 未上場・未登録の株式会社で、風俗営業等に該当しないこと

要件 4 中小企業であること ※中小企業基本法第 2 条

要件 5 企業の設立経過年数に応じて次の要件をみたすこと

		設立経過年数	下記の要件	パターン	
優 遇 措 置 A	1年未満	事業年度：未経過	①	ア	
		事業年度：経過	① & ② ② & ③	イ ウ	
	1年以上2年未満		いずれか選択	① & ② ② & ③ ② & ④	イ ウ エ
			どちらか選択	② & ③ ② & ④	ウ エ
	2年以上3年未満				
優 遇 措 置 B	1年未満	事業年度：未経過	①	オ	
		事業年度：経過	① ③	カ キ	
	1年以上2年未満				
	2年以上5年未満				
5年以上10年未満			⑤	ケ	

要 件	① 常勤の研究者または新事業活動従事者が2人以上かつ常勤の役員・従業員の10%以上
	② 直前期までの営業キャッシュフローがすべて赤字
	③ 試験研究費等が収入金額の3%超
	④ 売上高成長率が25%超
	⑤ 試験研究費等が収入金額の5%超

研究者または新事業活動従事者の定義

●研究者

常勤の役員または従業員で、特定の研究テーマを持って研究を行っており、社内で研究を主として行う者で、試験研究費等に含まれる支出がなされる者

●新事業活動従事者

常勤の役員または従業員で、主として新規製品やサービスの企画・開発に従事する者や、新規製品やサービスが市場において認知されるために必要となる広告宣伝や市場調査の企画を行う者

試験研究費等の定義

試験研究費等とは試験研究費とその他の費用のことをいいます。

●試験研究費

新たな製品の製造または新たな技術の発明に係る試験研究のために特別に支出する費用

●その他の費用

新たな技術もしくは新たな経営組織の採用、技術の改良、市場の開拓または新たな事業の開始のために特別に支出する費用

個人投資家要件

要件 1 金銭の払込みにより、対象企業の株式を取得していること

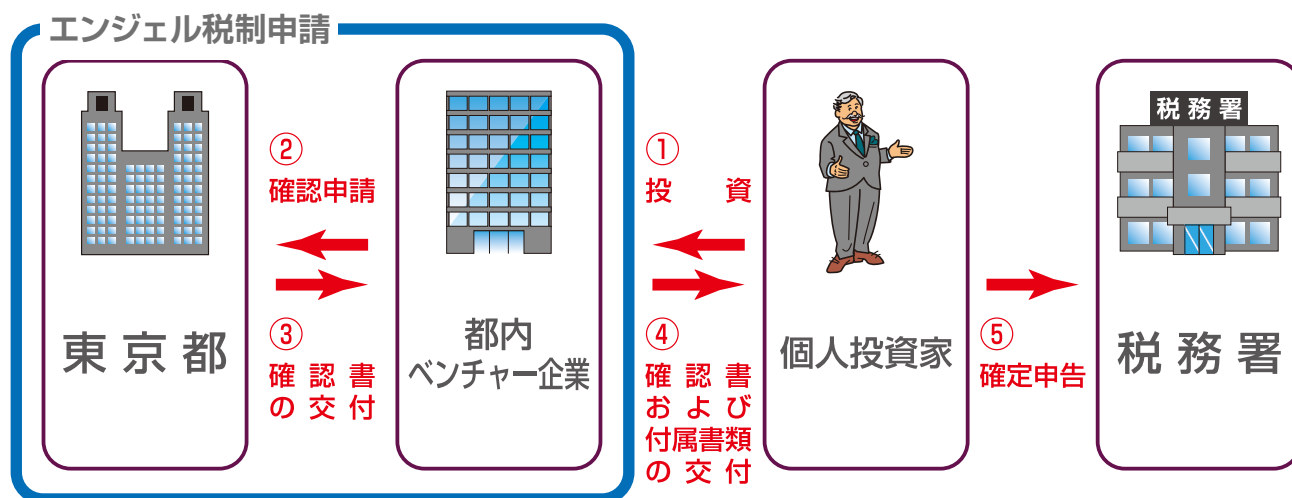
要件 2 対象企業が同族会社である場合、所有割合（株式数および議決権数）の大きいものから第 3 位までの株主（およびその親族や関係会社等）の所有割合を順に加算し、その割合がはじめて 50%超になる時における株主に属していないこと

※同族会社とは、その会社の 3 人以下の株主（およびその親族や関係会社等）が当該会社の株式または議決権を 50%超保有している会社をいいます。

※所有割合は、株式数および議決権数の両方で判断します。



エンジェル税制申請から確定申告までの流れ



- 申請は通年で受け付けています。
- 事前に申請書類一式のデータを下記のメールアドレスまでご送付ください。
東京都の担当者が内容を確認します。書類が整った場合、正式な書類を郵送で提出していただけます。
- 正式な申請書類の提出後、原則1か月以内に確認書を発行します。

●事前確認制度について

企業が投資を受ける前に事前確認申請を行い、企業要件をみたまの確認を受けることができる制度です。事前確認を受けると、東京都および経済産業省のウェブサイトで企業名等を公表することができます。なお、投資家が税優遇を受けるには、事前確認の有効期限内に投資を受け、企業があらためて確認申請を行い、企業要件および個人投資家要件をみたまの確認を受ける必要があります。

お問い合わせ

都内企業向け窓口

東京都 産業労働局 商工部 創業支援課
TEL 03-5320-4677 (平日9時~12時、13時~17時)
FAX 03-5388-1462
メールアドレス S0000474@section.metro.tokyo.jp
ウェブサイト <http://angel-tax.tokyo/>

制度全般に関するお問い合わせ

経済産業省 中小企業庁 経営支援部 創業・新規事業促進課
TEL 03-3501-1767

※申請・相談窓口は、ベンチャー企業の本店所在地の都道府県庁です。